

静香苑葬斎場仮予約システム使用規約

（趣旨）

第1条 この規約は、静香苑葬斎場仮予約システム（以下「システム」という。）の取扱いに
関して必要な事項を定めるものとする。

（システム使用規約への同意等）

第2条 システムを使用して仮予約の手続きを行う際には、本規約への同意とともに、第6条
に規定する申請書を提出するものとする。

2 本システムを使用する者は、本規約に同意したものとみなす。

（用語の意義）

第3条 この規約において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1） 使用者 システムを使用する葬儀取扱事業者。
- （2） 使用責任者 システムを使用する葬儀取扱事業者の責任者。
- （3） ID 使用者を識別する符号。
- （4） パスワード システムへの接続に必要な暗証番号。

（使用者の責任）

第4条 使用者は、次の各項によりシステムを使用するものとする。

- （1） 規約に基づき、自己の責任と自覚により使用しなければならない。
- （2） IDを他人に転貸し、またはその権利を譲渡してはならない。
- （3） ID及びパスワードは責任をもって管理し、他人に漏らしてはならない。
- （4） システムを使用する者は、知り得た情報等を厳重に管理するものとし、静香苑環境
施設組合に対していかなる責任も負担させないものとする。

（使用責任者の設置）

第5条 使用者は、システムを使用するにあたり使用責任者を設置しなければならない。

2 使用責任者は、静香苑環境施設組合との事務連絡を統括する。

（システム使用の登録・変更・廃止・抹消）

第6条 使用者は、本規約に従い静香苑葬斎場仮予約システム使用申請書（新規）（様式第1号。
以下「申請書」という。）を静香苑環境施設組合管理者（以下「管理者」とい
う。）に提出しなければならない。

- （1） 使用者は、申請書の内容を変更または廃止するときは、静香苑葬斎場仮予約システム
使用申請書（変更・廃止）（様式第2号）により行うものとする。
- （2） 管理者は、次に掲げる理由のいずれかに該当する事実があると認める時は、システム
の使用を制限し、または使用者のID及びパスワードを抹消し、システムの使用を停止す
るものとする。
 - ① 使用者が本規約に定める事項に違反した場合。
 - ② 必要以上に仮予約の登録や取消を行った場合。
 - ③ 故意に正常なシステムの運用を妨害した場合。
 - ④ システムの使用が、2年間ない場合。

- ⑤ 被火葬者が存在しないにもかかわらず架空の情報で火葬の仮予約を行ったとき。
- ⑥ 故意に死亡者の氏名を変更した場合。
- ⑦ 火葬炉、式場、法要室などの仮予約を行った後、使用する必要がなくなったにもかかわらず仮予約の取消を行わなかった場合。
- ⑧ その他、管理上支障があると管理者が判断した場合。

（仮予約の取消、仮予約内容の変更・修正、ＩＤの停止）

第7条 仮予約の取消、変更があった場合は、速やかにシステムで処理を行った後、静香苑環境施設組合の窓口で、静香苑葬斎場仮予約システム仮予約取消申請書（様式第3号）を提出するものとする。

2 仮予約の取消、仮予約日時の変更を30日間で3回行った場合は、3回目を起算日として30日間ＩＤの使用を停止する。ただし、次に掲げる場合に該当するときは、同項の規定は適用しない。

- （1） 施設を使用する者が、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）に規定する感染症及び検疫法（昭和26年法律第201号）に規定する検疫感染症等の発生予防及びそのまん延防止を図るため、静香苑の使用を取消することが適正と認められる場合。
- （2） 使用者が災害等に被災し施設の使用が困難な状況になった場合。
- （3） 前項の規定による死亡者名、死亡日時、町名の修正を行う場合。
- （4） その他管理者がやむを得ない事由と認めた場合。

（システムの使用料）

第8条 システムを使用し仮予約を行う費用は無償とする。ただし、接続するために必要な機器及び通信にかかる費用は、使用者の負担とする。

（システムの変更）

第9条 管理者はシステムの正常な機能を維持するために仕様を変更し、または一時的に運用を停止することができるものとする。

その際は、事前にメールまたは文書などで使用者に通知するものとするが、軽微な仕様の変更や短時間の運用の停止となる場合については、この限りではない。

（システムの使用時間）

第10条 システムは、原則24時間365日使用可能とする。ただし、次に掲げる場合は使用者への事前の通知を行うことなく、システムの運用の停止、休止、中断または制限を行うことができるものとする。

- （1） システムの機器メンテナンス等を行う必要がある場合。
- （2） システムの使用が著しく集中した場合。
- （3） システムに重大な障害その他やむを得ない理由が生じた場合。
- （4） 天災、事変など、非常事態が発生した場合。

（仮予約の受付時間）

第11条 システムの受付時間は各号のとおりとする。

(1) 火葬 火葬当日の午前8時まで。

(2) 式場（通夜・告別式等） 使用当日の午後2時まで。

（予約の手続き）

第12条 システムで仮予約後、速やかに静香苑環境施設組合の窓口で予約の手続きを行うものとする。

（障害時等の措置）

第13条 システムが障害その他の理由により使用できなくなった場合は、使用者は静香苑環境施設組合の窓口で予約を行うものとする。

（免責事項）

第14条 システム提供の遅延、システムの使用停止、休止、中断または制限により発生した使用者の損害及び使用者が第三者に与えた損害などについて、管理者は一切の責任を負わないものとする。

（使用規約の変更）

第15条 管理者は、必要に応じて使用者への事前の通知を行うことなく、この規約を変更することができるものとし、規約の変更後に使用者がシステムを使用した場合は、変更後の使用規約に同意したものとみなす。

（システムにおける損害賠償）

第16条 管理者は使用者が故意、または不正行為により、システム及びデータを消去、破損させた場合は、その損害について賠償を求めることができるものとする。

附 則

この規約は、令和7年8月1日から施行する。

年 月 日

静香苑葬斎場仮予約システム使用申請書（新規）

静香苑環境施設組合管理者 様

申請者 住 所 _____

会 社 名
（葬儀取扱事業者名） _____

代表者名 _____

「静香苑葬斎場仮予約システム使用規約」を確認のうえ下記のとおり申請します。

フリガナ	
会 社 名 (葬儀取扱事業者名)	
フリガナ	
使用責任者名 ※ 1	
住 所	〒
電 話 番 号	
F A X 番 号	
メールアドレス ※ 2	

- ※ 1 使用責任者名は、システムを使用する葬儀取扱事業者の責任者で静香苑環境施設組合との事務連絡を統括する方を記入してください。
- ※ 2 メールアドレスには、システムより仮予約受付等の確認メールを送付しますので、パソコンもしくは携帯電話いずれかのメールアドレスをご記入ください。
- ※ 3 申請書は、コピーのうえ大切に保管してください。
- ※ 4 申請書の情報は、火葬場の管理、運営以外の目的には使用しません。

年 月 日

静香苑葬斎場仮予約システム使用申請書（変更・廃止）

静香苑環境施設組合管理者 様

申請者 住 所 _____

会 社 名

(葬儀取扱事業者名) _____

代表者名 _____

提出した、「静香苑葬斎場仮予約システム使用申請書」の内容を（変更・廃止）するため、下記のとおり申請します。

フリガナ	
会 社 名 (葬儀取扱事業者名)	
フリガナ	
使用責任者名 ※1	
住 所	〒
電 話 番 号	
F A X 番 号	
メールアドレス ※2	

※1 使用責任者名は、システムを使用する葬儀取扱事業者の責任者で静香苑環境施設組合との事務連絡を統括する方を記入してください。

※2 メールアドレスには、システムより仮予約受付等の確認メールを送付しますので、パソコンもしくは携帯電話いずれかのメールアドレスをご記入ください。

※3 申請書は、コピーのうえ大切に保管してください。

※4 申請書の情報は、火葬場の管理、運営以外の目的には使用しません。

静香苑葬斎場仮予約システム仮予約取消申請書

下記のとおり仮予約の取消を申請します。

申請日： 年 月 日

仮予約の予約番号	
使 用 日	
予 約 内 容	
申請者名（業者名）	
申 請 者 氏 名	
連絡先（電話番号）	
取 消 理 由	

※ 備考 仮予約を取消される場合は下記に注意してください。

静香苑葬斎場仮予約システム使用規約 ～ 抜粋 ～

（仮予約の取消、仮予約内容の変更・修正、I Dの停止）

第 7 条 仮予約の取消、変更があった場合は、速やかにシステムで処理を行った後、静香苑環境施設組合の窓口で、静香苑葬斎場仮予約システム仮予約取消申請書（様式第 3 号）を提出するものとする。

2 仮予約の取消、仮予約日時の変更を 3 0 日間で 3 回行った場合は、3 回目を起算日として 3 0 日間 I Dの使用を停止する。ただし、次に掲げる場合に該当するときは、同項の規定は適用しない。

- （1）施設を使用する者が、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）に規定する感染症及び検疫法（昭和 26 年法律第 201 号）に規定する検疫感染症等の発生予防及びそのまん延防止を図るため、静香苑の使用を取消することが適正と認められる場合。
- （2） 使用者が災害等に被災し施設の使用が困難な状況になった場合。
- （3） 前項の規定による死亡者名、死亡日時、町名の修正を行う場合。
- （4） その他管理者がやむを得ない事由と認めた場合。